

# I 令和5年 職種別民間給与実態調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、一般職の職員(公営企業職員を除く。)の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

## 3 調査の範囲

### (1) 地域

東京都内

### (2) 事業所

令和5年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。

- ① 政府機関及びその関係機関
- ② 地方公共団体及びその関係機関
- ③ 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関
- ④ 企業組合等

### (3) 産業

日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。

- ① 農業、林業
- ② 漁業
- ③ 鉱業、採石業、砂利採取業
- ④ 建設業
- ⑤ 製造業
- ⑥ 電気・ガス・熱供給・水道業
- ⑦ 情報通信業
- ⑧ 運輸業、郵便業
- ⑨ 卸売業、小売業
- ⑩ 金融業、保険業
- ⑪ 不動産業、物品賃貸業
- ⑫ 学術研究、専門・技術サービス業
- ⑬ 宿泊業、飲食サービス業
- ⑭ 生活関連サービス業、娯楽業
- ⑮ 教育、学習支援業
- ⑯ 医療、福祉
- ⑰ 複合サービス事業
- ⑱ サービス業(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)

### (4) 従業員

常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている従業員とし、役員及び臨時の従業員を除く(以下「常勤の従業員」という。)

### (5) 調査指定職種

次の76職種に該当するもの。

- ① 初任給関係職種(18職種)  
新卒事務員(大学卒)、新卒事務員(短大卒)、新卒事務員(高校卒)、  
新卒技術者(大学卒)、新卒技術者(短大卒)、新卒技術者(高校卒)、  
新卒船員(海上技術学校卒)、  
新卒大学助教(大学卒)、新卒高等学校教諭(大学卒)、  
新卒研究員(大学卒)、新卒研究補助員(短大卒)、新卒研究補助員(高校卒)  
準新卒医師、準新卒薬剤師、準新卒診療放射線技師、新卒栄養士、  
準新卒看護師、準新卒准看護師

- ② 事務関係職種(8職種)  
支店長、事務部長、事務部次長、事務課長、事務課長代理、事務係長、事務主任、事務係員
- ③ 技術関係職種(8職種)  
工場長、技術部長、技術部次長、技術課長、技術課長代理、技術係長、技術主任、技術係員
- ④ 技能・労務関係職種(4職種)  
電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員
- ⑤ 海事関係職種(8職種)  
船長・機関長、一等航海士・機関士、二等航海士・機関士、三等航海士・機関士、運航士、甲板長・操機長、甲板手・操機手、甲板員・機関員
- ⑥ 教育関係職種(8職種)  
大学学長・副学長・学部長、大学教授、大学准教授、大学講師、大学助教、高等学校校長、高等学校教頭、高等学校教諭
- ⑦ 研究関係職種(6職種)  
研究所長、研究部(課)長、研究室(係)長、主任研究員、研究員、研究補助員
- ⑧ 医療関係職種(16職種)  
病院長、副院長、医科長、医師、歯科医師、  
薬局長、薬剤師、  
診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、  
総看護師長、看護師長、看護師、准看護師

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

3の(2)に記載した調査の対象となる事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から1,242事業所を無作為に抽出選定し、調査を行った。

なお、調査の完了した事業所は754事業所である。

#### 産業別、企業規模別 調査完了事業所数

産 業	規 模 計	規 模				
		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業,林業、漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業,採石業,砂利採取業、 建設業	73	6	20	17	20	10
製造業	173	38	42	31	49	13
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	162	20	25	21	70	26
卸売業,小売業	105	14	15	17	46	13
金融業,保険業、 不動産業,物品賃貸業	71	30	17	6	13	5
教育,学習支援業、医療、福祉、 サービス業	170	49	29	20	56	16
<b>産 業 計</b>	<b>754</b>	<b>157</b>	<b>148</b>	<b>112</b>	<b>254</b>	<b>83</b>

(注) 上記のほか、調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が488あった。

## (2) 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合は、無作為に抽出した従業員について調査を行った。

なお、調査実人員は52,485人(うち初任給関係職種4,831人)である。

## 5 調査事項

### (1) 事業所単位に調査する事項

#### ① 事業所に関する事項

令和5年4月分の最終給与締切日現在における次の各事項とする。

- ア 事業所名
- イ 事業所所在地
- ウ 産業分類の基礎となった主な事業内容
- エ 本店・支店の別
- オ 企業全体の常勤の従業員総数
- カ 事業所の常勤の従業員総数
- キ 調査指定職種別従業員数

#### ② 給与等に関する事項

特に断りのない限り、令和5年4月分の最終給与締切日現在(4月遡及改定分を含む。)における次の各事項とする。

- ア 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額  
(令和4年8月から令和5年7月までの状況)
- イ アの該当月及び令和5年4月のきまって支給する給与の支給従業員数及び支給総額
- ウ 本年の採用状況
- エ 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等
- オ 在宅勤務関連手当の支給状況等
- カ 家族手当の支給状況
- キ 通勤手当の支給状況
- ク 高齢者雇用施策の状況

### (2) 従業員別に調査する事項

調査指定職種に該当する者についての令和5年4月分の最終給与締切日現在(4月遡及改定分を含む。)における次の各事項とする。

#### ① 初任給関係職種

- ア 学歴
- イ 採用者数
- ウ 初任給月額

#### ② 初任給関係職種以外の調査指定職種

- ア 年齢
- イ 学歴
- ウ きまって支給する給与総額
- エ 時間外手当額
- オ 通勤手当額

## 6 調査期間

令和5年4月24日(月)から令和5年6月16日(金)までとする。